

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊少第54号

令和2年2月19日

少年警察ボランティアにかかる委嘱基準について（通達）

少年警察ボランティアの委嘱については「少年警察ボランティアにかかる委嘱基準の制定について（通達）」（平成28年12月1日付け熊少第513号）により運用しているところであるが、今後も引き続き、下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

記

1 委嘱基準適用対象

- (1) 「少年補導員制度運営要綱の制定について」（平成14年2月22日付け熊少第44号。以下「運営要綱」という。）に基づく少年補導員
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第38条に規定する少年指導委員

2 委嘱基準

別紙のとおり

3 その他

少年補導員については「運営要綱」、少年指導委員については「風適法」及び「少年指導委員規則」（昭和60年1月11日国家公安委員会規則第2号）並びに「少年指導委員制度の運営要領について（通達）」（平成30年3月2日付け熊少第66号）にそれぞれ委嘱基準等が規定されているので、まず、これら規定を充足したあと本基準を適用すること。

※ 別紙（略）